

# 認証かごしま材認証制度 概要版

## 1 認証制度について

県内で育成、加工された丸太・製材品の中から、用途ごとにJAS規格に準じた品質(特に、構造材については2級以上)を満足する材を「認証かごしま材」と定義し、

- ① 県産材の利用促進
- ② 消費者ニーズに対応した高品質な県産材の安定供給
- ③ 県内の製材工場等の生産技術のレベルアップ

を目的として、平成16年1月に創設されました。



## 2 「認証かごしま材」とは？

県内で生産可能な製品を認証対象品目として定め、その品目ごとに乾燥や寸法、材面品質など、JAS規格に準ずる一定の規格を満たす製品を「認証かごしま材」と呼びます。

→【認証かごしま材認証実施要領 第4, 第5】

## 3 「認証かごしま材」を製造生産するには？

「かごしま材認証協議会」(協議会)から、「認証かごしま材認証工場」(認証工場)として認証を受ける必要があります。

## 4 認証工場になるには？

協議会に必要書類を添付した申請書を提出し、「認証かごしま材生産工場認証基準」を満たしているか、審査を受ける必要があります。

認証の有効期間は1年ですが、再認証が可能です。

→【認証かごしま材認証実施要領 第7, 第8, 第9, 第10, 第14】

## 5 「認証かごしま材生産工場認証基準」とは？

認証工場として備えるべき必要な条件を定めたものです。

### 【基準の概要】

- ① 認証対象品目ごとに、JAS認定工場であるか、それと同等以上の資質を有する工場であること
- ② 製造生産に必要な機械や施設を有していること
- ③ 品質管理や県産材の仕分けができる体制であること
- ④ 品質管理や製造管理、監査など、必要事項を記載した工場独自の基準を有していること
- ⑤ 乾燥など、一部の製造工程を他の工場の施設を共同利用して認証を受ける場合は、業務委託の書面による締結や検査体制など明確にする必要がある

## 6 認証工場の忠実義務とは？

「認証かごしま材」（認証製品）の信頼性を維持確保するため、認証工場には義務があります。

- ① 制度の趣旨を理解し、認証かごしま材認証実施要領を遵守する
- ② 監査を実施し、協議会に報告する
- ③ 認証製品の出荷数量を管理し、毎月5日までに前月分を協議会に報告する
- ④ 認証製品に対する苦情には、誠意を持って対処し、内容を報告する

→【認証かごしま材認証実施要領 第12】

## 7 「認証かごしま材」を出荷するには？



←（認証ラベル）

- ① 認証ラベルを貼付すること。
- ② 県産材の原木であることの証明書と、自社加工であることの証明書を添付して出荷すること。

→【認証かごしま材認証実施要領 第13】

### 《お問合せ先》

「かごしま材認証協議会」事務局

（一社）鹿児島県林材協会連合会内

〒891-0115 鹿児島市東開町3-2

TEL 099-267-5681

FAX 099-267-2407